

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とその後襲った大津波により、東北地方から関東地方にかけての広域にわたり、沿岸部を中心に多数の死傷者や行方不明者を出し、各地に甚大な被害をもたらした。

家屋や田畑も一瞬にして津波に飲み込まれ、集落や市街地が消失し、大規模な地盤沈下を伴って、道路・橋梁、港湾・漁港・空港、上下水道・ガス・電気等の生活産業基盤の損害は想像を絶するものがある。

被災地においては、懸命の救援・救助活動が行われており、全国各地からの支援も届きつつあるが、いまだ生活必需品やガソリン・軽油・重油・灯油等の物資や要員は絶対的に不足しており、大変厳しい避難生活を強いられている状況である。

これらの未曾有の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所においては放射性物質の漏えいにより、原子力災害対策特別措置法制定後、初めて原子力緊急事態宣言が発せられ、避難指示や屋内退避指示により県外への避難や村を挙げての集団避難も行われ、さらには放射性物質により農畜産物の出荷や水道水の使用が制限されるなど、一向に事態が収束する兆しも見えず、誠に憂慮すべき事態となっている。

このように、今回の災害は、大地震・大津波による広域かつ甚大な自然災害に原子力災害も加わった複合災害であり、現行の災害対策法制の想定を超えた国家が責任をもって取り組むべき大災害である。

よって、国においては、こうした被害の実態を直視し、被災自治体に対する地方交付税の早期かつ重点的な配分はもとより、国家的危機管理として、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

I. 地震・津波災害に対する緊急対策

(1) 被災者に対する支援の強化

行方不明者の捜索に全力を挙げるとともに、不便な避難生活をおくる膨大な避難住民に対する支援を強化するため、次の措置を講じること。

- ① 避難生活に必要な水・食料、衣類・寝具などの物資やこれらを調達し配給する要員及び通信連絡手段の確保
- ② 医師・看護師等の医療スタッフと医薬品の確保

- ③ 高齢者や障害者、傷病者、妊産婦、子どもなどに対する健康管理と精神的ケアの充実
- ④ 感染症予防をはじめとする生活環境・衛生対策の充実
- ⑤ 輸送用、暖房用、自家発電用、災害復旧作業用等のガソリン・軽油・重油・灯油等の確保
- ⑥ 応急仮設住宅の早期供給
- ⑦ 福祉避難所開設期間の延長
- ⑧ 被災した社会福祉施設等から他施設に避難している障害者や高齢者に対する支援策
- ⑨ 避難者受け入れ自治体に対する十分な財政措置

(2) ライフラインをはじめとする生活産業基盤の早期復旧・復興

電気・ガス・上下水道、道路・橋梁、鉄道、通信、石油コンビナート等のライフライン施設の早期復旧及び港湾・漁港・空港等の公共土木施設、医療施設、福祉施設、文教施設、農林水産業基盤等の早期復旧・復興及び雇用対策への十分な支援を図るとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。

(3) 被災者等の生活再建等に対する支援

被災者等の生活支援、農林水産業や中小企業等の経営再建支援等のため、次の措置を講じること。

- ① 被災者の生活再建、農林水産業や中小企業等の経営再建のため、既存の法制等にとらわれず、国家的危機管理の観点から、国による思い切った財政支援や税制金融上の特例措置を講じること。併せて、地震により流通が途絶え、著しい減収を被った農林水産業や畜産業等への財政支援や非住宅（工場、店舗、倉庫、作業場等）に対して災害救助法、被災者生活再建制度の対象にすること。
- ② 離島が甚大な被害を被った上、交通手段が途絶し、孤立した状況にあることから、離島に対する災害復興支援について、特段の支援措置を講じること。

(4) 災害廃棄物の処理

被災住民への物資の輸送や被災地域の復旧・復興が迅速に行うことができるよう、瓦れき、放置車輛などの災害廃棄物を早急に撤去するため、広域的に処分場を確保するとともに、財産権等に関する特例措置等の弾力的運用を図るほか、処理費用については全額国庫負担とすること。

(5) 災害復旧・復興対策のための特別法の制定

激甚災害の指定に沿った総合的な対策や財政支援を迅速に行うとともに、今回の地震・津波災害が、壊滅的な被害を広域的にもたらし、我が国の社会経済に深刻かつ長期的な影響を与える大災害であることにかんがみ、国家的危機管理の観点から、被災者の支援や被災者の生活再建、被災産業の経営再建、社会生活産業全般にわたる基盤整備、また被災自治体に対する財政支援等について総合的かつ包括的な特別法を制定し、国家的課題として被災地の復旧・復興を迅速かつ集中的に行うこと。

II. 原子力災害に対する国の責任ある対応

- ① 国は責任をもって一刻も早い事態の収束に全力で取り組むこと。
- ② 住民の安全確保と不安解消の観点から、発電所の事故に関する情報や避難情報等を、迅速、正確かつ詳細に公開・伝達するとともに、その周知徹底を図ること。
- ③ 避難者のスクリーニングや除染の実施とともに、実効的な被ばく医療体制の確立など、適切な医療措置を講じること。
- ④ 避難指示等に起因する避難先を広域的に確保するとともに、避難者に対する必要な生活物資等の確保や休業等に伴う生活支援等について万全の対応を講じること。併せて、避難者受け入れ自治体に対する十分な財政措置を行うこと。
- ⑤ 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響は、農畜産物をはじめ飲料水、土壌等にも及んできているが、その測定情報及びその及ぼす影響等について、迅速かつ正確に周知徹底を図るとともに、食品衛生法上の出荷制限をされた農畜産物の生産者や事業者等に対して早急に全額補償するなど必要な対策を講じること。

また、根拠のない連鎖的な風評被害が生じないように正確な情報とわかりやすい説明を行うとともに、風評被害による損害に対して全額の補償を実施すること。

平成 23 年 3 月 25 日

全 国 市 長 会
会 長 森 民 夫